



働くという未来への歩みに
安心感と歓びを

令和8年4月号

未来歩 だより

「〇〇手当」その意味と 支給目的について考えよう！

基本給とは別に「手当」を支給している会社は多く、賃上げの一環として新たな手当の支給を検討している会社様もいるかもしれません。

では、そもそも手当とは何か考えてみたことはありますか。手当は動詞では「ケガを手当てする」という風に使いますよね。このように考えると手当は「何らかの処置をするためのもの」「課題に対応するためのもの」と言うことができます。

代表的なものが通勤手当です。通勤手当は法律で支給が義務付けられているものではありませんが、約9割の会社が支給しています。現代は通勤手当の支給が当たり前になっているため人材確保の観点から支給している会社も多いと思いますが、根本には「通勤にかかる実費くらいは負担してあげたい」という考えがあると言えます。他には住宅手当や家族手当などもよくありますが、このような労働とは無関係の手当というのは"会社のこだわり"を見える化させる重要なものになります。「他社が支給しているから」という理由だけでなく、自社の従業員には何を負担をしてあげたいのか、理念や方針を反映させて制度化していくことがポイントです。

今月のひとこと

今年もプロ野球が開幕しました。今シーズンは抑えから先発に転向したピッチャーも多く、早くも活躍している選手もいて驚いています。本人の力をさらに発揮するための可能性の追求や役割の見直しは、同じ組織である企業でも大切なことですね。



助成金や労務情報を積極的に
お届けする「提案型」の
社労士事務所です！

代表 特定社会保険労務士
かいとうあゆみ
皆藤 歩



「手間のかかる労務管理をアウトソーシングしたい」
「助成金を活用したい」といった具体的なお話から
「法律や人のことに悩まずに事業をしたい」
「人材確保と定着のために、法令遵守だけではなく
プラスアルファの取り組みをしたい！」
といったご相談まで、お気軽にお聞かせください。

みらいふ
社会保険労務士事務所 未来歩

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-17-11

<https://miraif-sr.com/>

